

■横浜市磯子区民文化センター 第5期指定管理者公募に関する質問・回答一覧

受付番号 (受付順)	分類	項目	内容	回答
1	公募要項	6 公募及び選定に関する事項 (4)応募手続きについて	当法人の前事業年度(令和5年度)の収支計算書、事業報告書、決算書について、6月下旬にある当法人の議決を経るまでは確定・公開できず、応募書類の受付期間までに用意することが難しいです。また、現時点でそれらに相当する書類はございません。応募書類の提出時には前々事業年度の書類のみを提出し、前事業年度の書類については7月上旬に速やかに提出させていただくことでよろしいでしょうか。	問題ありません。
2	提案課題及び様式集	様式2	(様式2)財政状況(※直近3カ年の事業年度分)とありますが、当法人の前事業年度(令和5年度)の状況は6月下旬にある当法人の議決を経るまでは確定・公開できず、記載することが難しいです。令和2, 3, 4年度の状況を記載することでよろしいでしょうか。	法人の議決が申請日より後の場合は令和2年度～4年度の状況を記載することで問題ありません。議決が申請日より前である場合は、令和3年度～5年度の数値をご記入ください。
3	公募要項	6 公募及び選定に関する事項 (4)応募手続きについて	5月14日の説明会で「応募が1社の場合、黒塗りはしない」と説明がありましたが、その指示はいつ頂けるのか、また、黒塗りをする場合は、黒塗りする具体的な様式番号をご教示ください(例えば、様式9、様式10、様式11、様式27、のみなど)。	提案書類の提出部数は公募要項10ページに記載のとおりです。団体名や施設名を消し、団体が特定できない状態(黒塗り等)にしたものは写し6部をご提出ください。なお、団体が特定できない状態にするものは提案書の様式全てです。提案書の様式については、提案課題及び様式集でご確認ください。 プレゼンテーションにおいてブラインド化を行うかどうかについては、本審査のお知らせの際にご連絡いたします。
4	提案課題及び様式集	様式10から様式26	各ページの(/)は、片面印刷の頁数で、(通し頁/総頁)でよろしいでしょうか。(通し頁/総頁)であれば、面接審査のプレゼンテーションで提案書の該当部分を説明する際に特定しやすいかと思っていますので。	総頁には様式ごとの総頁数をご記入ください。
5	提案課題及び様式集	様式4,5,6,7及び様式9	これらの様式に、今回、押印のマークがありませんが、マークがない様式は、押印不要でよろしいでしょうか。	その通りです。
6	指定管理者業務の基準	VI 施設管理	廃棄物の年間排出量を分別種類ごとにご開示いただけないでしょうか。	6月10日から6月26日まで磯子区役所にて閲覧が可能です。希望される場合には事前にご連絡ください。(電話 045-750-2396) なお、燃やすごみについては、集計していないため開示ができません。

■横浜市磯子区民文化センター 第5期指定管理者公募に関する質問・回答一覧

受付番号 (受付順)	分類	項目	内容	回答
7	指定管理者業務の基準	別添資料	<p>設備等保守管理について、以下の資料をご開示いただけないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舞台設備の詳細図面と過去5年分の点検報告書 ・空調設備の詳細図面と過去5年分の点検報告書 ・消防設備の詳細図面と過去5年分の点検報告書 	<p>6月10日から6月26日まで磯子区役所で点検報告書及び竣工図の閲覧が可能です。希望される場合には事前にご連絡ください。 (電話 045-750-2396)</p> <p>なお、消防設備点検については、らびすた新杉田がビル全体で実施しているため、点検報告書の閲覧はできません。 ※必要な部分を撮影いただいても構いませんが、今回の提案以外の目的で使用することはできません。 ※竣工図は、建物の現状と完全に一致していることを保証するものではありません。 ※点検報告書は第4期指定管理期間(令和2年度～令和5年度)の4年分となります。</p>
8	指定管理者業務の基準	別添資料	<p>日常清掃業務の作業回数が定められておりますが、運用状況により最適な作業回数に変更することは可能でしょうか。</p>	<p>原則として変更できません。</p>
9	提案課題及び様式集	様式27	<p>「※共同事業者が応募する場合は、代表団体のみの提出で可。」とありますが、構成企業のみが該当する場合は加点が適用されないということでしょうか。</p>	<p>その通りです。</p>
10	提案課題及び様式集	様式27	<p>加点項目である 1市内中小企業等 2本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 (1)・(2)ア・(2)イ・(2)ウ について、いずれかが当てはまれば10点加点という認識で間違いはないでしょうか。それぞれの配点をご教示願います。</p>	<p>加点項目の配点は以下のとおりです。 1市内中小企業等・・・10点 2本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況 (1)・・・4点、(2)ア・・・2点、(2)イ・・・2点、(2)ウ・・・2点</p>